

お知らせ

地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業にご協力をお願いします

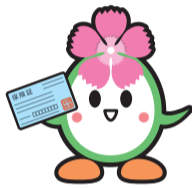
見守り相談室では行政が保有する要援護者の情報をもとに要援護者名簿の整備に向けた同意確認を行っています。整備した名簿は区役所が認めた地域団体等へ提供し、日頃の見守り活動や災害時の助け合いのために使用されます。今年度も対象となる方に同意書を送付しています。期日までに返送がない場合は、担当者が訪問し同意確認を行いますので同意書が届いた方は返信にご協力をお願いします。

※この取組みは、大阪市が東住吉区社会福祉協議会に委託して実施しています。

問合せ 東住吉区社会福祉協議会 見守り相談室
☎06-6622-9060 FAX 06-6622-8973

国民健康保険被保険者証を更新します

国民健康保険被保険者証(以下、「保険証」という)は、**桃色から水色**へ変わります。10月中に新しい保険証を転送不要の簡易書留郵便で送付します。



簡易書留郵便はポストには投函されませんので、配達時にご不在の場合は、投函された「郵便物等お預かりのお知らせ」に書かれた方法でお受け取りください。お持ちの保険証は、11月1日から使えなくなりますので、10月中に届かない場合や、郵便局の保管期限が過ぎた場合、保険証の記載内容に変更がある場合は、お問合せください。

なお、10月31日までに75歳になられる方には、すでに後期高齢者医療制度被保険者証を送付しています。

問合せ 窓口サービス課(保険年金)2階(25)番
☎06-4399-9956 FAX 06-4399-9947

障がい者医療証、こども医療証、ひとり親家庭医療証を更新します

障がい者医療証は**オレンジ色からうぐいす色**へ、ひとり親家庭医療証は**桃色からあざぎ色**へ変わります(こども医療証は色の変更はありません)。

資格要件を満たす方には、10月下旬に新しい医療証をお送りします。お持ちの医療証は11月1日から使えなくなりますので、10月末までに新しい医療証が届かない場合はお問合せください。

※こども医療証については、有効期限が令和3年10月31日までの方が更新対象です。それ以外の方は引き続きご使用ください。

問合せ 保健福祉課(福祉)2階(28)番
☎06-4399-9857 FAX 06-6629-4580

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求を受け付けています

今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受けるご遺族がない場合に、特別弔慰金(額面25万円・5年償還の記名国債)が支給されます。

特別弔慰金の支給には請求が必要となり、請求期間は令和5年3月31日までとなっています。請求される方によって、必要となる書類が異なりますので、詳しくはお問合せください。



問合せ 区民企画課5階(54)番
☎06-4399-9743 FAX 06-6629-4564

大阪市生涯学習推進員 永年勤続表彰が行われました

多年にわたり本市の生涯学習の推進に寄与された方々を表彰する令和3年度大阪市生涯学習推進員永年勤続表彰において、東住吉区では6名が受賞されました。多年にわたる皆さんの功績に敬意を表し、このたびの栄えある受賞を心からお祝い申し上げます。受賞された方は次のとおりです。

- 表彰(在任期間20年以上)
次田 京子さん、前田 美佐子さん、畑 真由美さん
- 感謝状(在任期間15年以上)
藤原 博子さん、青山 和子さん、福井 須美恵さん

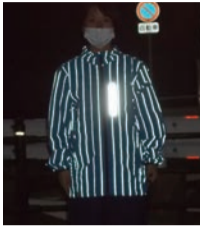
問合せ 区民企画課5階(54)番
☎06-4399-9904 FAX 06-6629-4564

防犯・防災

東住吉警察署からのお知らせ

リフレクターウェアをご存知ですか?

夏から秋に変わると早く暗くなります! 明るい色の服装や反射材リフレクターウェアを身につけて、自分の存在をドライバーに知らせましょう!



「リフレクターウェアとは」

光が光源方向に反射する特性を持つ素材が、直接生地に織り込まれる等した衣類のことです。

東住吉区内では自転車の交通事故が多発しています!!

信号のない交差点では必ず一旦停止をして左右や後方の安全確認をしっかりと行い交通事故の防止に努めましょう!

「交通安全情報」は、大阪府警ホームページをご覧ください。



東住吉消防署からのお知らせ

高齢者を守る「防火安全研修」を実施しています

現在、大阪市で発生している火災や事故による死傷者の大半を高齢者の方が占めています。



大阪市消防局では、高齢者の方を災害から守るさまざまな安全対策の取り組みを行っています。

東住吉消防署でも、各地域で開催されているふれあい喫茶等へ実際に消防車や救助車、救急車で出向き「防火安全研修」を行っています。地域での「防火安全研修」を希望される場合は、東住吉消防署へご相談ください。



今年秋に 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査が行われます

点字投票・代理投票

視覚に障がいのある方は、点字で投票することができます。また、ご自身で用紙への記入が困難な場合は、代理投票ができます。各投票所でお気軽にお申し出ください。

安心して投票所へ

障がいのある方も不自由なく投票できるように、各投票所に車いす用の投票記載台や段差解消のためのスロープなどを設置しています。なお、投票の際に手話通訳が必要な方は、事前にお住まいの区の選挙管理委員会(区役所内)へ住所・氏名・FAX番号(電話番号)を書いて、郵送またはFAXなどで申し込んでください。

投票案内状を投票所へ

世帯ごとにまとめて封書で投票案内状をお送りしますので、ご自身の投票案内状を投票所へお持ちください。また、投票案内状がなくても投票はできますので、受付の係員にお申し出ください。※投票案内状をご持参いただいた方もご本人確認はさせていただきます。

期日前投票宣誓書を投票案内状の裏面に印刷しています

期日前投票の際に、受付で記入していただく期日前投票宣誓書を投票案内状の裏面に印刷しています。事前に記入して期日前投票所にお越しいただくと、手続きがスムーズになります。なお、期日前投票宣誓書は、期日前投票所にも置いています。

問合せ 東住吉区選挙管理委員会 ☎06-4399-9626 FAX 06-6629-4533
行政委員会事務局選挙課 ☎06-6208-8511 FAX 06-6204-0900

